



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

条例	5
大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例（選挙管理委員会）	5
大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	6
大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（税務課）	8
大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例（市民課）	10
規則	11
大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（人事課）	11
大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則（保険医療課）	14
訓令	15
大和高田市立病院E S C O事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（市立病院管理課） ...	15
大和高田市公用車管理規程の一部を改正する訓令（総務課）	16
告示	17
集会所建築等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（まち振興課）	17
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	26
公印の告示（総務課）	26
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	27
令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）等の要領の公表（財政課）	27
指定居宅介護支援事業所の廃止（介護保険課）	35
9月臨時議会の招集（財政課）	35
令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第9号）の要領の公表（財政課）	35
公告	36
令和4年度大和高田市有地売却に関する条件付き一般競争入札公告（総務課）	36
ファイルサーバーシステム一式リースに関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	39
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	42
高田小学校体育館北側陸屋根防水工事に係る条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	42
内部統制制度導入業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	44
高田雨水ポンプ場高圧ケーブル取替工事に係る条件付き一般競争入札公告（契約監理室） ...	46
令和4年度大和高田当麻線擁壁整備工事に係る条件付き一般競争入札公告（契約監理室） ...	50
大和高田市立病院 動画サーバ及び所見システム一式購入に関する条件付き一般競争入札公告（市立病院医事課）	54
大和高田市職員採用試験（医療職）の実施に関する公告（市立病院総務課）	56
大和高田市職員採用試験（行政職）の実施に関する公告（市立病院総務課）	59
大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運營業務委託の事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（まち振興課）	61

有井橋側歩道橋橋梁補修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	62
北口橋側歩道橋橋梁補修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	64
公売公告（収納対策室）	67
公売公告（収納対策室）	69
教育委員会	72
大和高田市教育委員会9月定例委員会の招集（教育総務課）	72
選挙管理委員会	72
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等（選挙管理委員会）	72
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	73
監査委員	73
令和3年度出資団体の監査の実施結果（監査委員）	73
農業委員会	75
大和高田市農業委員会10月定例委員会の招集（農業委員会）	75
公営企業	75
高田雨水ポンプ場耐震診断調査業務に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	75
土枝神楽地内管渠工事（11）・給配水管移設工事（G11）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	78
高5枝磯野南町地内管渠工事（16）・給配水管移設工事（G16）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	81
高3枝野口地内管渠工事（13）・給配水管移設工事（G13）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	85
高6枝中三倉堂2丁目地内管渠工事（1）・給配水管移設工事（G01）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	89
高5枝曾大根1丁目・東中2丁目地内管渠工事（2）に関する条件付き一般競争入札公告（下水道課）	92

公布された条例のあらまし

◇大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例

等の一部を改正する条例（選挙管理委員会）

1 理由

公職選挙法施行令の一部改正により国政選挙の公費負担の限度額が物価の変動等を考慮し、引き上げられたことに鑑み、大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における公費負担の限度額の引上げを行うものです。

2 内容

第1条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正

選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げます。（第4条関係）

- ・ 自動車借入れ（1日当たり） 15,800円→16,100円
- ・ 燃料費（1日当たり） 7,560円→7,700円

第2条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営

に関する条例の一部改正

選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げます。（第4条関係）

- ・ 選挙運動用ポスターの1枚当たりの印刷単価
525円6銭→541円31銭
- ・ 企画費 310,500円→316,250円

第3条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラ作成の公営に関する条例の一部改正

選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げます。（第4条及び第5条関係）

- ・ 選挙運動用ビラの1枚当たりの印刷単価
7円51銭→7円73銭

3 施行期日
公布の日

◇大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しては、令和3年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」等により、両立支援のために講じる措置が明らかにされているところ、本市においても国家公務員の措置との権衡の観点から、育児休業等の取得要件の緩和のほか、国に準じた所要の改正を行います。

2 内容

1 育児休業の取得回数制限の緩和等

- (1) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除します。（第3条第5号関係）
- (2) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備します。（新第3条第7号関係）

2 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」と緩和する改正を行います。（第2条第4号ア関係）

3 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

- (1) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための改正を行います。（第2条の3第3号関係）
- (2) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための改正を行います。（第2条の4関係）
- (3) 非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める改正を行います。（第2条第4号イ関係）

3 施行期日

令和4年10月1日

◇大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（税務課）

1 理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要規定の整備を行うものです。

2 内容

第1条 大和高田市税賦課徴収条例の一部改正

1 登記事項証明書におけるDV被害者等の住所の取扱いを踏まえた措置（第1条による改正第8条、第64条の3、第64条の4関係）

登記所と市との連携の中で、DV被害者等の住所に代わる事項の通知があり、当該事項を記載した納税証明書の交付、固定資産課税台帳の閲覧及び固定資産課税台帳の記載事項証明書の交付について、閲覧や証明に関する手数料を従前のものと同様に取り扱うことができるよう改正を行います。

2 個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致（第1条による改正第17条、附則第16条の3、附則第18条の11の2及び附則第18条の12関係）

上場株式等の配当所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、金融所得課税は所得税と個人住民税が一体として設計されてきたこと等を踏まえ、課税方式を所得税と一致させる改正を行います。

3 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備（第1条による改正第27条、第28条の2及び第28条の3関係）

退職手当等を有しており、所得税法上は配偶者控除又は配偶者特別控除とならない者であっても、地方税法上は当該控除の対象となる者について、賦課課税に必要な情報を確実に把握するため、給与所得者の「扶養親族等申告書」及び公的年金等受給者の「扶養親族等申告書」について、退職手当等を有する一定の配偶者氏名を記載し申告するよう改正を行います。

4 住宅ローン控除の適用期間の延長（第1条による改正附則第7条の3の2関係）

住宅ローン控除を適用する入居年を令和7年まで4年間延長するとともに、控除期間を令和20年度分まで延長する改正を行います。

5 その他所要の規定の整備

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和3年条例第27号）の第28条の3第1項中「扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）」を「扶養親族（16歳未満の者に限る。）」に改める改正規定について、同条例の施行の日（令和6年1月1日）前に、第1条において「扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）」を「扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）」に改めることを定める本条例を発案するため、先の改正規定が無効になるところ、これを調整する改正を行います。（第28条の3第1項の改正規定関係）

3 施行期日

1 令和5年1月1日施行の規定

(1) 第1条中次に掲げる規定

- ・ 第28条の2、第28条の3の改正規定
- ・ 制定附則第7条の3の2、第17条の2、第18条の17及び附則第18条の18の改正規定

(2) 第2条の規定

2 令和6年1月1日施行の規定

第1条中次に掲げる規定

- ・ 第17条、第24条の2及び第27条の改正規定
- ・ 制定附則第16条の3、第18条の11の2及び第18条の12の改正規定
- ・ 附則第3条

3 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施

行の日施行の規定

第1条中次に掲げる規定

- ・ 第8条、第64条の3及び第64条の4の改正規定
- ・ 附則第2条及び第4条

◇大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例(市民課)

1 理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正により、成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑登録を行うことができるようにするため、登録資格の見直しを行うほか、所要の改正を行うものです。

2 内容

- 1 登録資格について、印鑑の登録をすることができない者として「成年被後見人」と規定していた部分を「意思能力を有しない者」に改めます。(第2条関係)
- 2 その他所要の改正

3 施行期日

公布の日

条 例**条例第16号**

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月21日

大和高田市 堀内 大造

大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号ロ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

(大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する

条例(平成30年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大和高田市議会議員及び大和高田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

条例第17号

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月21日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「す

るとき」を「する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

条例第18号

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月21日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（大和高田市税賦課徴収条例の一部改正）

第1条 大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（納税証明書の交付手数料）

第8条 法第20条の10の納税証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴収しない。

2 前項の納税証明書の枚数の計算については、年度、税目、証明事項等を基準として規則で定める。

第17条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第17条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第24条の2第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第27条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第28条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏

名

第28条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第44条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第64条の3中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第64条の4第1項中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第18条の11の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の12第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第18条の12第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第18条の17中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第18条の18を削る。

(大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和3年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第28条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

(1) 第1条中大和高田市税賦課徴収条例第17条第4項及び第6項、第24条の2第1項及び第2項並びに第27条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第18条の11の2第4項並びに第18条の12第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中大和高田市税賦課徴収条例第8条、第64条の3及び第64条の4第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第8条(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第28条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の大和高田市税賦課徴収条例(次項において「旧条例」という。)第28条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第64条の3(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

2 新条例第64条の4第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

条例第19号

大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月21日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市印鑑条例の一部を改正する条例

大和高田市印鑑条例(昭和57年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第3条第3項中「記録されている」を「記載(同法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これ

に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている」に改める。

第6条第4号中「記録がされている」を「記載がされている」に、「が記録されている」を「の記載がされている」に改め、同条第8号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第12条第1項第2号中「記録がされている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第24号

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和4年9月21日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2第9号中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加え、同表第11号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の第14号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

(大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の4(見出しを含む。)中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条を第2条の5とする。

第2条の3の見出し中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に、「同号イ」を「同号ウ」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2の次に次の1号を加える。

(条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情)

第2条の3 条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

第3条を削る。

第3条の2第1項中「育児休業承認請求書(様式第2号)」を「育児休業承認請求書(様式第1号)」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあって」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加え

る。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日(当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))以前の日である場合
- (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第3条の2第2項ただし書中「非常勤職員が条例第3条第8号」を「任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号」に改め、同条を第3条とする。

第4条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月(次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間)前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第5条第2項中「養育状況変更届(様式第3号)」を「養育状況変更届(様式第2号)」に改め、同条第3項中「第3条の2第2項本文」を「第3条第2項本文」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務計画書)

第5条の2 条例第11条第6号の育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務計画書(様式第3号)とする。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業(第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。)が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、当該書面に代わる文書の交付その他適当な方法をもって当該書面の交付に替えることができる。

第7条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第11条第1項中「様式第4号」を「育児短時間勤務承認請求書(様式第4号)」に改め、同条第2項中「第3条の2第2項本文」を「第3条第2項本文」に改める。

第15条第2項中「第3条の2第2項本文」を「第3条第2項本文」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

育児休業承認請求書

	年 月 日	
	殿	請求者 所属課 職 名 氏 名
	育児休業の承認 下記のとおり育児休業の期間の延長を請求します。	
1 請求に係る子	氏名	
	続柄等	
	生年月日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 配偶者	氏名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

様式第2号を削り、様式第3号中「印」を削り、同様式を様式第2号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第5条の2関係）

育児短時間勤務計画書

	提出年月日	年 月 日
-----殿	所 属	
	職 名	
	氏 名	
大和高田市職員の育児休業に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。 なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。		

1 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備考			

- (注) ① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- ② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- ③ 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

様式第4号及び様式第5号中「氏名 印」を「氏名」に改める。

（一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）」を「(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

第17条第2項第2号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）」を「(第11条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

規則第25号

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第10号

大和高田市立病院E S C O事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立病院E S C O事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 大和高田市立病院E S C O事業を実施するに当たり、業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市立病院E S C O事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 市立病院副院長
- （2） 市立病院看護局看護局長
- （3） 市立病院技術局技術局長
- （4） 市立病院事務局事務局長
- （5） 市立病院事務局財務企画課長
- （6） 総務部総務課長
- （7） 環境建設部営繕課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長及び副委員長の選任は、委員の互選によるものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。
(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。
(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市立病院事務局管理課において処理する。
(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、告示の日から施行する。
(会議招集の特例)
- 2 この訓令の施行後、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(この訓令の失効)
- 3 この訓令は、受託候補者の選定をもって、効力を失う。

訓令第11号

大和高田市公用車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市公用車管理規程の一部を改正する訓令
大和高田市公用車管理規程（平成14年訓令第8号）の一部を次のように改正する。
様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

運 行 日 誌

登録番号 奈良 _____

【運転記録】 年度 月分

月日	所属名	運転者氏名	行き先	運転の開始・終了時間	運 転 者 車 両 確 認	アルコールチェック	走 ー タ 行 ー	走行距離
/				: ~	乗車前 <input type="checkbox"/>	確認済	前	km
					乗車後 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後	km
/				: ~	乗車前 <input type="checkbox"/>	確認済	前	km
					乗車後 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後	km
/				:	乗車前 <input type="checkbox"/>	確認済	前	km

				～ ：	乗車後 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後	km	km
/				～ ：	乗車前 <input type="checkbox"/>	確認済	前	km	km
					乗車後 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後	km	
/				～ ：	乗車前 <input type="checkbox"/>	確認済	前	km	km
					乗車後 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後	km	
/				～ ：	乗車前 <input type="checkbox"/>	確認済	前	km	km
					乗車後 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後	km	
/				～ ：	乗車前 <input type="checkbox"/>	確認済	前	km	km
					乗車後 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後	km	
/				～ ：	乗車前 <input type="checkbox"/>	確認済	前	km	km
					乗車後 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後	km	
/				～ ：	乗車前 <input type="checkbox"/>	確認済	前	km	km
					乗車後 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後	km	
/				～ ：	乗車前 <input type="checkbox"/>	確認済	前	km	km
					乗車後 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後	km	
/				～ ：	乗車前 <input type="checkbox"/>	確認済	前	km	km
					乗車後 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後	km	
/				～ ：	乗車前 <input type="checkbox"/>	確認済	前	km	km
					乗車後 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後	km	

車両管理者確認

附 則
この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

告 示

告示第98号の2

集会所建築等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月29日

大和高田市長 堀内 大造

集会所建築等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
集会所建築等事業補助金交付要綱（平成14年告示第48号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市集会所建築等事業補助金交付要綱

第1条中「要綱」を「告示」に、「地域住民の集会等の用に供する施設（以下「集会所」という。）」を「本市の地縁に基づいて形成された団体が運営、管理する集会所」に改める。

第11条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第12条とする。

第10条ただし書を削り、同条を第11条とする。

第9条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「第3条又は第6条」を「第4条又は第7条」に、「要綱」を「告示」に、「様式第5号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「町内会」を「団体」に、「様式第6号」を「様式第10号」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第5条第2項」を「第6条」に、「町内会」を「団体」に、「当該事業」を「建築等事業」に、「様式第4号」を「様式第6号」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条第1号アからウまでを次のように改める。

ア 事業実績書（様式第7号）

イ 収支決算書（様式第8号）

ウ 建築等事業に係る領収書の写し

第7条第1号に次のように加える。

エ 建築等事業が完了したことが確認できる写真

オ 建築等事業の対象となる集会所に係る建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し（建築確認申請が必要な場合に限る。）

カ その他市長が必要と認めた書類

第7条を第8条とする。

第6条中「第3条」を「第4条」に、「町内会」を「団体」に、「様式第3号」を「様式第5号」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「第3条」を「第4条」に、「決定する」を「決定し、集会所建築等事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知する」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、建築等事業に要する経費に、その区分に応じて別表に規定する補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、同表に規定する限度額を超える場合はその額とする。

第4条を削る。

第3条第1項中「町内会」を「団体」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が認めるときは、その一部を省略することができる。

第3条第1項各号を次のように改める。

（1） 建築等事業計画書（様式第2号）

（2） 建築等事業の対象となる集会所の図面

（3） 収支予算書（様式第3号）

（4） 建築等事業を開始する前の集会所の状態が確認できる写真

（5） 見積書の写し

（6） 建築等事業の対象となる集会所に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項に規定する建築物確認済証の写し

（7） 登記簿謄本、土地使用承諾書その他建築等事業を行う権原を有することを証する書類

（8） 取得事業にあつては、取得する建築物の所有権移転に関する書類の写し

（9） その他市長が必要と認める書類

第3条第2項中「町内会が共同で前項の事業」を「団体が共同で建築等事業」に、「町内会」を「団体」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「大和高田市町総代連合会に加盟する町（以下「町内会」という。）とする」を「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（法人格を有さない場合にあっては、団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等、団体としての重要な点が確定しているものに限る。）のうち、当該町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に存する世帯の半数以上がその構成員であるものとする」に改め、同条第2項中「町内会が行う集会所の新築事業、増築事業、改築事業、修繕事業又は取得事業（他の者が建築した建築物を取得し、集会所とすることをいう。以下同じ。）」を「団体が実施する事業のうち、第2条第1項第2号から第6号までに掲げる事業（以下「建築等事業」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、一の集会所について複数の建築等事業を実施する場合において当該事業が一連の事業と認められるときは、当該事業のうちいずれか一の事業に限り、補助金交付の対象とするものとする。

第2条第3項中「新築事業」の次に「、取得事業、増築事業又は改築事業」を加え、「増築事業、改築事業又は」を削り、「経過しなければ」を「経過した後になされた建築等事業でなければ」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集会所 主として地域住民の集会の用に供し、会議又は集会等に必要な機能を備えた建築物をいう。
- (2) 新築事業 建築物がない土地に新たに集会所を建築する事業をいう。
- (3) 増築事業 既存の集会所の床面積を増加させる事業をいう。
- (4) 改築事業 既存の集会所の全部又は一部を除却した後、引き続いて集会所を建築する事業をいう。
- (5) 修繕事業 既存の集会所について部材や設備の修理又は取替えを行う事業をいう。
- (6) 取得事業 新たに建築物を取得し、又は占有し、当該建築物を集会所とするための事業をいう。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

区分	補助率	限度額
新築事業	10分の3	300万円
増築事業及び改築事業	10分の3	150万円
修繕事業	10分の3	60万円
取得事業	10分の3	180万円

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

団 体 名

1 決定の内容

交付 不交付

2 補助金の額

円

3 決定の理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

団 体 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

集会所建築等事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり内容を変更したいので、大和高田市集会所建築等事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（廃止、中止）の内容

2 変更の理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

大和高田市長 宛

団 体 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

集会所建築等事業完了報告書

年 月 日付けで集会所建築等事業補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、必要書類を添えて完了の報告をいたします。

添付書類

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 当該建築等事業に係る領収書の写し
- (4) 当該建築等事業が完了したことが確認できる写真
- (5) 当該建築等事業の対象となる集会所に係る建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (6) その他（ ）

様式第6号の次に次の4様式を加える。

様式第7号（第8条関係）

事業実績書	
団体名	
事業名	
敷地の面積及び所有者	
建物の構造及び面積	
建築等事業に係る経費	
着工年月日	
完成年月日	
その他	

様式第8号（第8条関係）

収 支 決 算 書

収入・支出 科 目	本年度予算額 a	本年度決算額 b	比較増減 a - b	説 明
収入科目	円	円	円	
収入合計				
支出科目	円	円	円	
支出合計				

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者氏名

様

大和高田市長

集会所建築等事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで交付決定のあった集会所建築等事業補助金の交付金額については、次のとおり確定しましたので通知します。

1 補助金の額

_____ 円

2 集会所の名称

3 建築等事業の種類

- 新築事業 増築事業 改築事業 修繕事業 取得事業

- ※ 上記の補助金交付確定金額は、集会所建築等事業補助金交付要綱第9条の規定により決定するものです。
- ※ 本通知書を受理した後、大和高田市集会所建築等事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、速やかに集会所建築等事業補助金交付請求書(様式第10号)の提出をお願いします。

様式第10号(第9条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

団 体 名
 所 在 地
 代表者氏名

集会所建築等事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号の集会所建築等事業補助金額確定通知書により補助金額が確定されましたので、次のとおり集会所建築等事業補助金の交付を請求します。

1 補助金の額

円

2 集会所の名称

3 建築等事業の種類

- 新築事業
- 増築事業
- 改築事業
- 修繕事業
- 取得事業

口座振込依頼書										
金融機関名					支店名等					
金融機関コード					支店コード					
預金種別	普通 当 座	口座番号								
フリガナ										
口座名義										

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の集会所建築等事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に補助金の交付の申請がなされた建築等事業について適用し、同日前に補助金の交付の申請がなされた建築等事業については、なお従前の例による。

告示第106号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和4年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和4年8月17日	1									
令和4年8月24日		1								

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和4年8月10日	大和高田市有井58-1先		1

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第106号の2

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）第8条の規定により次の公印を作成しましたので、同規則第9条の規定により告示します。

令和4年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

公印の名称	高田こども園長印
ひな型番号	10
寸法	方24mm
作成する理由	1部が摩耗したため
使用開始年月日	令和4年9月1日
印影	市役所前掲示場掲示済

告示第107号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和4年9月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
令和4年12月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
令和4年6月1日から令和4年6月30日までの間

告示第108号

令和4年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和4年9月15日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）
- 2 令和4年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和4年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 4 令和4年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 5 令和4年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第4号）
- 6 令和4年度大和高田市病院事業会計補正予算（第3号）
- 7 令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度大和高田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ682,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,777,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金		270,513	1,539	272,052
	2. 負担金	269,013	1,539	270,552
15. 国庫支出金		5,877,113	△39,670	5,837,443
	2. 国庫補助金	1,540,769	△39,826	1,500,943
	3. 国庫委託金	27,298	156	27,454
16. 県支出金		1,863,265	△4,039	1,859,226
	2. 県補助金	341,491	△4,039	337,452
18. 寄附金		4,437	14,478	18,915
	1. 寄附金	4,437	14,478	18,915
19. 繰入金		644,175	490,630	1,134,805
	1. 基金繰入金	641,891	486,833	1,128,724
	2. 特別会計繰入金	2,284	3,797	6,081
20. 繰越金		0	175,886	175,886
	1. 繰越金	0	175,886	175,886
21. 諸収入		218,561	11,716	230,277
	4. 雑入	202,961	11,716	214,677
22. 市債		1,308,500	31,600	1,340,100
	1. 市債	1,308,500	31,600	1,340,100
補正されなかった科目に係る額		16,909,196	0	16,909,196
歳入合計		27,095,760	682,140	27,777,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,022,777	418,195	3,440,972
	1. 総務管理費	2,478,676	400,195	2,878,871
	2. 徴税费	302,768	18,000	320,768

3. 民生費		12,651,846	1,502	12,653,348
	1. 社会福祉費	6,322,186	1,502	6,323,688
	2. 児童福祉費	3,661,024	0	3,661,024
4. 衛生費		4,011,438	184,233	4,195,671
	1. 保健衛生費	1,927,771	180,689	2,108,460
	2. 清掃費	2,083,667	3,544	2,087,211
6. 農林水産業費		120,009	7,588	127,597
	1. 農業費	120,009	7,588	127,597
8. 土木費		1,434,461	22,234	1,456,695
	3. 河川費	33,500	1,780	35,280
	4. 都市計画費	929,521	20,454	949,975
10. 教育費		2,519,964	48,388	2,568,352
	2. 小学校費	390,057	16,795	406,852
	3. 中学校費	169,088	13,819	182,907
	4. 高等学校費	400,450	3,395	403,845
	6. 社会教育費	257,205	1,761	258,966
	7. 保健体育費	500,013	12,618	512,631
	補正されなかった科目に係る額		3,335,265	0
歳 出 合 計		27,095,760	682,140	27,777,900

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4. 衛生費	2. 清掃費	ごみ中継施設建設事業	2,358,849	令和2年度	0	2,892,472	令和2年度	0
				令和3年度	233,894		令和3年度	233,894
				令和4年度	167,760		令和4年度	167,760
				令和5年度	1,957,195		令和5年度	1,879,690
				令和6年度	—		令和6年度	611,128

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事項	期間	限度額
大和高田市土地開発公社が先行取得するシビックコア周辺地区まちづくり基本計画に係る用地取得事業（令和4年度分）	令和4年度以降事業満了まで	大和高田市土地開発公社が令和4年度において取得又は補償する用地費等並びにこれに要する借入金に対する利子及び事務費の合計金額
保育所給食調理業務（2ヶ所）	令和8年3月末まで	66,924千円
こども園給食調理業務（2ヶ所）	令和8年3月末まで	72,987千円
小学校・幼稚園給食調理業務（1ヶ所）	令和7年7月末まで	47,762千円

2 変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
東中2丁目雨水貯留施設整備事業	令和7年3月末まで	432,000千円	令和7年3月末まで	487,190千円

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般廃棄物処理事業（ごみ処理施設）	160,600千円	（借入方法） 普通貸借又は証券発行の方法による。	3.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	192,200千円	（借入方法） 普通貸借又は証券発行の方法による。	3.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和4年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105,566千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,011,848千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 県支出金		6,033,858	1,300	6,035,158
	3. 県負担金・補助金	6,033,858	1,300	6,035,158
10. 繰越金		60,160	104,266	164,426

	1. 繰越金	60,160	104,266	164,426
補正されなかった科目に係る額		1,812,264	0	1,812,264
歳入合計		7,906,282	105,566	8,011,848

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		5,694,651	1,300	5,695,951
	6. 傷病手当諸費	500	1,300	1,800
9. 基金積立金		110	104,000	104,110
	1. 基金積立金	110	104,000	104,110
11. 諸支出金		11,942	266	12,208
	1. 償還金及び還付加算金	11,500	266	11,766
補正されなかった科目に係る額		2,199,579	0	2,199,579
歳出合計		7,906,282	105,566	8,011,848

令和4年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,162,127千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		1,258,661	1,346	1,260,007
	1. 一般会計繰入金	1,126,411	1,346	1,127,757
8. 繰越金		0	79,405	79,405
	1. 繰越金	0	79,405	79,405
9. 諸収入		66,194	1,768	67,962
	3. 雑入	66,178	1,768	67,946
補正されなかった科目に係る額		5,754,753	0	5,754,753
歳入合計		7,079,608	82,519	7,162,127

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

1. 総務費		131,247	88	131,335
	1. 総務管理費	88,392	88	88,480
5. 基金積立金		8,494	33,829	42,323
	1. 基金積立金	8,494	33,829	42,323
7. 諸支出金		2,356	48,602	50,958
	1. 償還金及び還付加算金	2,356	48,602	50,958
補正されなかった科目に係る額		6,937,511	0	6,937,511
歳 出 合 計		7,079,608	82,519	7,162,127

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
第9期介護保険事業計画策定業務	令和6年3月末まで	4,000千円

令和4年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,533千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,139,483千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		0	4,533	4,533
	1. 繰越金	0	4,533	4,533
補正されなかった科目に係る額		1,134,950	0	1,134,950
歳 入 合 計		1,134,950	4,533	1,139,483

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療 広域連合負担金		1,061,057	2,382	1,063,439
	1. 後期高齢者医療広域 連合負担金	1,061,057	2,382	1,063,439
5. 諸支出金		2,500	2,151	4,651
	2. 繰出金	0	2,151	2,151
補正されなかった科目に係る額		71,393	0	71,393
歳 出 合 計		1,134,950	4,533	1,139,483

令和4年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第4号）

令和4年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		26,824	2,720	29,544
	1. 一般会計繰入金	24,326	537	24,863
	2. 基金繰入金	2,498	2,183	4,681
9. 繰越金		0	8,560	8,560
	1. 繰越金	0	8,560	8,560
補正されなかった科目に係る額		55,733	0	55,733
歳入合計		82,557	11,280	93,837

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		72,448	1,074	73,522
	1. 施設管理費	72,448	1,074	73,522
3. 基金積立金		0	8,560	8,560
	1. 基金積立金	0	8,560	8,560
5. 諸支出金		2,284	1,646	3,930
	1. 繰出金	2,284	1,646	3,930
補正されなかった科目に係る額		7,825	0	7,825
歳出合計		82,557	11,280	93,837

令和4年度大和高田市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和4年度大和高田市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（4）主要な建設改良事業			
固定資産購入費	469,570千円	50,733千円	520,303千円

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出				
第1款	病院事業費用	8,397,946千円	△3,034千円	9,394,912千円
第1項	医業費用	8,147,382千円	△3,980千円	8,143,402千円
第2項	医業外費用	242,262千円	946千円	243,208千円

第4条 予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額605,858千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額30,891千円過年度分損益勘定留保資金574,967千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出				
第1款	資本的支出	1,036,928千円	50,733千円	1,087,661千円
第1項	建設改良費	470,572千円	50,733千円	521,315千円

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

(追加)

事項	期間	限度額
医療事務業務委託	令和5年4月から 令和5年9月まで	238千円 に消費税及び地方消費税を加算 した額の範囲内
ESCO事業業務委託	令和4年度から 令和11年度まで	150,000千円 に消費税及び地方消費税を加算 した額

令和4年度大和高田市一般会計補正予算(第8号)

令和4年度大和高田市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,721千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,781,621千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20.繰越金		175,886	3,721	179,607
	1.繰越金	175,886	3,721	179,607

補正されなかった科目に係る額	27,602,014	0	27,602,014
歳入合計	27,777,900	3,721	27,781,621

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		12,653,348	3,721	12,657,069
	2. 児童福祉費	3,661,024	3,721	3,664,745
補正されなかった科目に係る額		15,124,552	0	15,124,552
歳出合計		27,777,900	3,721	27,781,621

告示第109号

介護保険法第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者の事業の廃止の届出がありましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和4年9月16日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 事業者の名称
有限会社 あすなろ
- 2 指定する事業所の名称及び所在地
ヘルパーステーションあすなろ
奈良県大和高田市奥田92-22
- 3 廃止年月日
令和4年9月1日
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

告示第110号

令和4年9月29日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。

令和4年9月22日

大和高田市長 堀内 大造

記

議第65号 令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第9号）

議第66号 契約の変更について

議第67号 大和高田市栄町地区における奈良県平成緊急内水対策事業の「奈良モデル」による内水対策工事に関する協定の締結について

告示第111号

令和4年9月臨時議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和4年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第9号）
 令和4年度大和高田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ779,422千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,561,043千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,837,443	779,422	6,616,865
	2. 国庫補助金	1,500,943	779,422	2,280,365
補正されなかった科目に係る額		21,944,178	0	21,944,178
歳入合計		27,781,621	779,422	28,561,043

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		12,657,069	565,961	13,223,030
	1. 社会福祉費	6,323,688	565,961	6,889,649
4. 衛生費		4,195,671	213,461	4,409,132
	1. 保健衛生費	2,108,460	213,461	2,321,921
補正されなかった科目に係る額		10,928,881	0	10,928,881
歳出合計		27,781,621	779,422	28,561,043

公 告

公告第85号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 入札に付する事項

物件番号	所在地	地目	地積(m ²)	用途地域	現況	最低売却価格(円)
1	大字大谷 572 番 1	宅地	2003.05	市街化調整区域 (都市計画法第34条 第11号指定区域)	建物付	37,634,000

2	曙町 747 番 4	宅地	111.67	第一種住居地域	更地	1,945,000
3	曙町 685 番 5	宅地	272.37	第一種住居地域	建物付	2,117,000
4	曙町 800 番 13	宅地	158.66	第一種住居地域	更地	2,283,000
5	曙町 809 番 14	宅地	296.39	第一種住居地域	更地	4,508,000
6	大字市場 430 番 9	宅地	136.71	第一種住居地域	更地	4,001,000

2 入札参加に際しての注意事項

- (1) 現状有姿の売却とする。
- (2) 「物件番号1、3」については、既存建物がある。
- (3) 最低売却価格は、既存建物等工作物の撤去費用相当額を差し引いた価格とする。

3 入札に参加する者に必要な資格要件

(1) 参加資格

法人又は個人とする。

(2) 欠格

次のアからカのいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)の規定により、入札参加資格停止の措置を受けている者
- ウ 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びその構成員
- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員及び構成員
- カ 大和高田市の市税を滞納している者

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、下記の要領で申込みの手続を行うものとする。

(1) 申込みに必要な提出書類

- ア 市有財産売却入札参加申込書(実印)(以下「申込書」という。)
 - イ 誓約書(実印)
 - ウ 暴力団排除に関する誓約書(実印)
 - エ 市税滞納情報照会同意書
 - オ 申込者が個人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び住民票抄本
 - カ 申込者が法人である場合には、当該申込書に係る印鑑証明書及び会社法人用登記事項証明書(現在事項全部証明書)
- ※ オ及びカについては、発行後、3か月以内の原本に限る。

(2) 入札参加申込の方法並びに受付の期間及び場所

- ア 申込方法 入札参加申込者は、受付場所へ上記提出書類を持参の上、申込みを行う。
- イ 受付期間 令和4年9月1日(木)から令和4年9月30日(金)まで(土日、祝日を除く。)
※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。(正午から午後1時までを除く。)
- ウ 受付場所 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市総務部総務課(大和高田市庁舎4階)

(3) 入札の方法等についての説明

入札参加申込者は、入札参加受付時に入札方法等の説明を受けなければならない。

(4) 入札参加審査

上記提出書類受付後、入札参加資格条件に係る審査を行うものとする。審査の結果、参加資格を有すると認められた者には、申込書に受付印を押印した申込書の写しを交付する。

5 入札保証金の納付

入札参加者は、令和4年10月5日（水）午後2時までに入札金額の100分の5以上の入札保証金を現金又は、銀行振出小切手で納付しなければならない。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年10月11日（火）午前10時

(2) 場所 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所3階会議室1

7 入札辞退

入札参加資格を有すると認められた者は、入札を辞退することは認められないが、やむを得ない理由により、参加することができなくなったときは、大和高田市所定の辞退届に必ず辞退理由を付し、次に定めるところにより提出しなければならない。

(1) 入札当日の入札開始時刻までに辞退届を提出するとき 総務課に提出すること。

(2) 辞退届は、必ず持参するものとし、郵送による提出は認めない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 記名押印を欠く入札

(3) 入札書に記載された入札金額その他記載事項が確認できない入札

(4) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札

(5) 入札に関し談合等の不正行為をした入札

(6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(7) 入札金額を加除訂正した入札

(8) 最低売却価格に達しない価格での入札

(9) 郵送等により送付された入札

(10) 前各号に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

入札場所において投函終了後、直ちに入札者立会いの下で開札を行い、有効な入札を行った者のうち、市の最低売却価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きを行い落札者を決定する。

10 契約保証金

契約締結までに売買代金の100分の10以上の契約保証金（入札保証金全額を充当）を納付しなければならない。

11 契約締結等

(1) 契約の締結日

落札者は、令和4年10月20日（木）（当日の正午まで）に契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、入札保証金は大和高田市に帰属する。

(2) 契約書作成の要否

要す。

1.2 売買代金の納入

落札者は、売買代金の残金（売買代金と契約保証金との差額をいう。）を令和4年10月28日（金）までに納付しなければならない。

契約保証金は、納期限までに売買代金の残金の納付がなかった場合、大和高田市に帰属する。

1.3 契約条件

(1) 所有権の移転等

ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に物件を引き渡すものとする。

イ 所有権の移転登記は、大和高田市が囑託により行う。

(2) 契約費用及び公租公課等

ア 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。

イ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。

ウ 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となる。

エ その他契約に要する費用は、買受人の負担となる。

(3) 損害の賠償等

契約締結後、物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(4) その他

落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできない。

1.4 問い合わせ先

奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市総務部総務課

電話 0745-22-1101

公告第86号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年9月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	ファイルサーバーシステム一式リース
2 設置場所	大和高田市役所内 サーバ室
3 リース期間	令和5年2月1日から令和10年1月31日まで

4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（リース・レンタル）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年9月2日（金）から令和4年9月16日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p>

	<p>(1) 受付期限 令和4年9月27日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年9月28日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年10月3日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講ずることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年10月4日（火）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第87号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年9月6日

大和高田市長 堀内 大造

公告第88号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年9月7日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高田小学校体育館北側陸屋根防水工事
2 工事場所	高田小学校（大和高田市 大中東町 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和5年1月20日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項における防水工事業の建設業許可を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p>

	<p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 防水工事業の建設業許可証明書等の写し (3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和4年9月8日（木）から令和4年9月14日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） (1) 受付期限 令和4年9月29日（木）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和4年9月30日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和4年10月3日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契</p>

	約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和4年10月4日（火）午前10時20分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥4,470,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第89号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年9月12日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	内部統制制度導入業務委託
2 履行場所	大和高田市役所
3 履行期間	契約締結日から令和5年12月28日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供」に登録している者であること。 (2) 平成31年4月1日以降で、元請けで官公庁等発注の同種業務の受託実績を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者で

	<p>あること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の(2)にかかると平成31年4月1日以降における内部統制制度導入業務委託等の実績を証明できるもの（契約書の写し等） <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年9月12日（月）から令和4年9月27日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和4年10月5日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室</p>

	<p>FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年10月6日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年10月12日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年10月13日（木）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第90号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和4年9月12日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第43号
- (2) 工 事 名 高田雨水ポンプ場高圧ケーブル取替工事
- (3) 工事場所 高田雨水ポンプ場（大和高田市 西町 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 1,460,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 1,460,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 1,280,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月12日（月） ～ 令和4年9月29日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月12日（月） ～ 令和4年9月29日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）につ	令和4年9月22日（木）	質問のある者のみ、FAXにて受け

いての質疑受付期限	午後5時まで	付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和4年9月27日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料 （工事内訳書）の提出	令和4年9月16日（金） ～ 令和4年9月28日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和4年9月29日（木） 午前10時	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に

付すものとします。

- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理室への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高

田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理室

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第91号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和4年9月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 大高契第44号

(2) 工事名 大和高田当麻線擁壁整備工事（令和4年度）

(3) 工事期間 契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

(4) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり

(5) 予定価格 6,087,000円（税抜き）

(6) 設計金額 6,087,000円（税抜き）

(7) 最低制限比較価格 5,230,000円（税抜き）

(8) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者である

こと。

- (2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月14日（水） ～ 令和4年10月6日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月14日（水） ～ 令和4年10月6日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和4年9月30日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和4年10月4日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和4年9月26日（月） ～ 令和4年10月5日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和4年10月6日（木） 午前10時	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してくだ

さい。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理室への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理室

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク
 TEL (0570) 021-777
 受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで
 メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第92号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年9月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市立病院 動画サーバ及び所見システム一式購入
2 納入場所	大和高田市立病院
3 納入期限	令和5年3月31日
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「薬品・医療器材類」の登録を有する者、又は大和高田市立病院物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「医療機器」の登録を有する者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本病院指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能） (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ①一般競争入札参加資格確認申請書 ②暴力団排除に関する誓約書 (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和4年9月20日（火）から令和4年9月29日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時

	<p>までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課（持参の場合、病院の受付窓口にて医事課情報システム係に訪問したい旨申し出て下さい。）</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和4年10月3日（月）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）等の配布	<p>入札説明書（仕様書）等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。本件入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。（ホームページアドレス https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp）</p> <p>【問い合わせ先】 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 医事課 情報システム係 TEL 0745-53-2901 FAX 0745-23-2908</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票により、FAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和4年10月6日（木） 午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送付先（FAX） FAX 0745-23-2908 大和高田市立病院 医事課 情報システム係</p> <p>(3) 回答方法及び期日 回答は、令和4年10月12日（水）午後5時までとし、FAXにより、本件入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年10月17日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 医事課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書の記載	<p>入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望価格を消費税等抜きで記載すること。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日 時 令和4年10月18日（火）午後10時 (2) 場 所 大和高田市立病院 西館2階 第3研究室
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
16 契約保証金	免除します。
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠します。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第93号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和4年度大和高田市職員採用試験（医療職）の実施について、次のとおり公告する。

令和4年9月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
理学療法士	1名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、「理学療法士及び作業療法士法」による理学療法士免許を有するもの又は令和5年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
視能訓練士	1名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、「視能訓練士法」による視能訓練士免許を有するもの又は令和5年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
臨床工学技士	1名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、「臨床工学技士法」による臨床工学技士免許を有するもの又は令和5年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
看護師 (訪問看護 ステーション)	1名	① 昭和58年4月2日以降に生まれた者で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有するもの又は令和5年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者 ② 訪問看護ステーションで夜間呼出対応可能な人
看護専門学校 専任教員	1名	次の①または②に該当する人 ① 昭和58年4月2日以降に生まれた者で、保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した人。 ② 昭和58年4月2日以降に生まれた者で、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容のうち1つの業務に3年以上従事した人で、大学において教育に関する科目を履修して卒業した人、

		または、大学院において教育に関する科目を履修した人。（看護教員養成課程修了の有無は問いません）
--	--	---

(1) 全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 大和高田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されているもの

2 試験の日時、場所、試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	令和4年10月29日（土）午前9時から（受付は午前8時30分から）
場所	大和高田市立看護専門学校（大和高田市礪野北町1番1号）
試験の種類	小論文（60分） 口述試験（面接）
合格発表	試験実施後3週間程度（合否にかかわらず本人に通知します。）

※応募状況等により、第2次試験を実施する場合があります。

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間：令和4年9月26日（月）から令和4年10月13日（木）まで
 （ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課

所在地：奈良県大和高田市礪野北町1番1号

（注）郵送での受付はいたしません。必ず持参して下さい（代理可）。

(3) 提出書類（◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者）

提出書類	履歴書 (市販A4判)	写真 2枚	最終学校 卒業（見込み） 証明書	最終学校 成績 証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
職種						
理学療法士 視能訓練士 臨床工学技士 看護師	◎	◎	△	△	○	◎

提出書類 職種	履歴書 (市販A4判)	写真 2枚	大学卒業者、 大学院修了 者はそれを 証明するも の、及び教育 に関する単 位取得を証 明するもの	教員養成研 修の修了者 はその研修 修了証書 (写し可)	免許証 (写し可)	返信用 封筒
看護専門学校 専任教員①	◎	◎	—	○	◎	◎
看護専門学校 専任教員②	◎	◎	◎	—	◎	◎

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真(縦4cm 横3cm)で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒(定形封筒:23.5cm×12.0cm)1通に84円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

(注4) 履歴書にはPCアドレスを記入しておいてください。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

① 採用予定者 令和5年4月1日付けで採用します。

② 採用候補者 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に欠員等が生じ、補充することが必要である場合に限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。

(3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が令和5年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿(採用予定者・採用候補者)から抹消します。

(4) 本院では、採用試験(合格者決定)を適正に執行するため、民間有識者を含め構成される「大和高田市(市立病院)職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

5 給与等について

初任給	理学療法士	・月額200,900円(大学卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額194,700円(短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)
	視能訓練士	・月額200,900円(大学卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額194,700円(短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)
	臨床工学技士	・月額200,900円(大学卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額194,700円(短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)
	看護師(訪問看護ステーション)	・月額200,700円(大学卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額215,200円(短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合) ・月額209,800円(短大(2年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)
	看護専門学校専任教員	・月額200,700円(大学卒業程度で採用前に職歴がない場合) ・月額215,200円(短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合) ・月額209,800円(短大(2年)相当卒業で採用前に職歴がない場合)

- (1) 給料月額、令和4年4月1日現在の給料表に基づいています。
- (2) 初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等を講じています。

6 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、補正を求めるためにお返しすることがあります。これによる提出期限の延長は行いませんので、十分に余裕をもって申込みしてください。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
- (4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。（ホームページアドレス <https://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）
- (5) 試験についての問合せ先

大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」（TEL 0745-53-2901）

公告第94号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和4年度大和高田市立病院における大和高田市職員採用試験（行政職）の実施について、次のとおり公告する。

令和4年9月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
病院事務職員	1名	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学・短期大学・高等学校を卒業し、かつ病床数200床以上の病院において入院算定業務の実務経験が5年以上ある者

高等学校卒業程度認定試験合格者は高等学校卒業と同等に取り扱います。

全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 大和高田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されているもの

2 試験の日時、場所、試験の種類及び合格発表

区分	第1次試験
日時	令和4年10月29日（土）午前9時00分から
場所	大和高田市立看護専門学校

試験の種類	(1) 教養試験 (2) 後日、職場適応性検査（WEB受検） 後日メールで通知しますのでPCアドレスを履歴書に記入しておいてください。
合格発表	試験実施後3週間程度（合否にかかわらず本人に通知します。）
区分	第2次試験
日時	第1次試験合格者に通知
場所	第1次試験合格者に通知
試験の種類	(1) 小論文（60分） (2) 口述試験（面接）
合格発表	試験実施後3週間程度（合否にかかわらず本人に通知します。）

※応募状況等により、第3次試験を実施する場合があります。

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間：令和4年9月26日（月）から令和4年10月13日（木）まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課（病院西館2階）

所在地：奈良県大和高田市磯野北町1番1号

郵送での受付はいたしません。必ず持参して下さい（代理可）。

(3) 提出書類（◎必須書類）

提出書類 職種	履歴書 (市販A4判)	写真 2枚	最終学校 卒業証明書	返信用 封筒
病院事務職員	◎	◎	◎	◎

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒（定形封筒：23.5cm×12.0cm）1通に84円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

※病院事務職員については、2次試験合格者には、大和高田市立病院採用試験委員会が指定する期日までに、「職務経験年数を証明する在職証明書」が必要となります。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

① 採用予定者 令和5年4月1日付けで採用します。

② 採用候補者 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に欠員等が生じ、補充

することが必要である場合に限り採用します。

- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。
- (3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が令和5年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者・採用候補者）から抹消します。
- (4) 本院では、採用試験（合格者決定）を適正に執行するため、民間有識者を含め構成される「大和高田市（市立病院）職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

5 給与等について

初 任 給	病院事 務職員	<ul style="list-style-type: none"> ・月額182,200円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額163,100円（短大卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額150,600円（高校卒業程度で採用前に職歴がない場合）
-------------	------------	---

- (1) 給料月額は、令和4年4月1日現在の給料表に基づいています。
- (2) 初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等を講じています。

6 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、補正を求めるとお返しすることがあります。これによる提出期限の延長は行いませんので、十分に余裕をもって申込みしてください。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
- (4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。（ホームページアドレス <https://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）
- (5) 試験についての問合せ先

大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」（TEL 0745-53-2901）

公告第95号

大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運營業務委託の事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和4年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

- (1) 業務名
大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運營業務
- (2) 業務内容
「大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運營業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運營業務委託事業者選定実施要領」（以下「実施要領」という。）の「4 参加資格要件」をすべて満たす者であること。

3 参加申請

令和4年10月14日（金） 午後5時まで

4 その他

実施要領による

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 地域振興部 まち振興課 TEL 0745-22-1101

公告第96号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	有井橋側歩道橋橋梁補修工事
2 工事場所	大和高田市 大字有井、西町 地内
3 工事期間	契約締結日から令和5年2月28日（火）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p>

	<p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年9月29日（木）から令和4年10月5日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和4年9月29日（木）から令和4年10月18日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年10月18日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年10月19日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

法	<p>(1) 期限 令和4年10月24日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年10月25日（火）午後2時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限比較価格	¥12,120,000-（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第97号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	北口橋側歩道橋橋梁補修工事
2 工事場所	大和高田市 大字東中、東中1丁目、春日町2丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から令和5年2月28日（火）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年9月29日（木）から令和4年10月5日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送</p>

	<p>付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和4年9月29日（木）から令和4年10月18日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年10月18日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年10月19日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年10月24日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年10月25日（火）午後2時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>

14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥9,390,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第98号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売しますので、同法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和4年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の表示	公売公告付表のとおり		
2	公売の方法	入 札		
3	日 公 時 売	参加申込期間	令和4年10月7日（金）午後1時00分から 令和4年10月25日（火）午後11時00分まで	
		入札	令和4年11月1日（火）午後1時00分から 令和4年11月8日（火）午後1時00分まで	
		開札	令和4年11月8日（火） 午後2時00分	
4	公売場所	インターネット上K S I 官公庁オークションのページ (https://kankocho.jp)		
5	公売保証金及び見積価額	公売公告付表のとおり		
6	公売保証金納付期限	令和4年10月7日（金）午後1時00分から 令和4年10月24日（火）午後1時00分まで		
7	売却決定の日時及び場所	日時	令和4年11月29日（火） 午前10時00分	場所 大和高田市役所 収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	令和4年11月29日（火） 午後2時30分	（ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。）
9	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う		

10	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公売に参加するためには、参加申込が必要です。また、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分番号ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 2. 参加申込された方が、暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出いただく必要があります。 3. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。 4. 大和高田市は、改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。 5. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。 6. 公売物件の地図・写真等については、大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ（http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html）でもご覧いただけます。
----	-----	---

配当を受ける者の権利の申出について

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。

なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。

※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。

大和高田市・収納対策室 TEL 0745-22-1101 （内線2263）

公売公告付表

売却区分 番 号	大和高田市-4-5-1	
公売財産の 表示	〈土地付建物〉	
	（土地の表示）	
	所在	奈良県大和高田市甘田町
	地番	662番17
	地目	宅地
	地積	46.82㎡
	（主である建物の表示）	
	住居表示	奈良県大和高田市甘田町 9番27号
	所在	奈良県大和高田市甘田町 662番地14、662番地15、662番地16、662番地17番
	家屋番号	662番14の4
	種類	居宅
	構造	木造セメント瓦葺平家建
床面積	1階 33.79㎡（専有部分の面積）	
築	昭和48年1月25日 新築	
見積価額	369,000円	
公売保証金	40,000円	
以上、登記簿による表示		

<p>公売財産の概要 (地域概要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近鉄南大阪線「近鉄高田市」駅から南へ約0.8kmのところ(徒歩約10分) ・JR和歌山線「高田」駅から南へ約1.8kmのところ(徒歩約23分) ・対象物件の家屋は長屋4軒の西の端です。土地は4筆に分かれています。 ・西側に隣接する敷地内道路1.4m幅の進入道路有り、家の入口は北側にあります。 <p>対象物件の土地は、南側の里道(幅員1.8m幅)に接していません。</p>
<p>公売財産の概要 (行政的条 件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種住居地域 ・建ぺい率(指定) 60% ・容積率(指定) 200% ・高度地区 15m ・建築基準法第22条指定区域
<p>公売財産の概要 (使用状況 等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・物件について、居住用とするには修繕が必要と考えられます。 ・当該物件は、公道に接していません。
<p>その他 公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・現状有姿での公売となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。

公告第99号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売しますので、同法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和4年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の表示	公売公告付表のとおり	
2	公売の方法	入 札	
3	日 公 時 売	参加申込期間	令和4年10月7日（金）午後1時00分から 令和4年10月25日（火）午後11時00分まで
		入 札	令和4年11月1日（火）午後1時00分から 令和4年11月8日（火）午後1時00分まで
		開 札	令和4年11月8日（火）午後2時00分

4	公売場所	インターネット上K S I 官公庁オークションのページ (https://kankochu.jp)		
5	公売保証金及び見積価額	公売公告付表のとおり		
6	公売保証金納付期限	令和4年10月7日（金）午後1時00分から 令和4年10月24日（火）午後1時00分まで		
7	売却決定の日時及び場所	日時	令和4年11月29日（火） 午前10時00分	場所 大和高田市役所 収納対策室
8	買受代金納付期限	日時	令和4年11月29日（火） 午後2時30分	（ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。）
9	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う		
10	その他	<p>6. 公売に参加するためには、参加申込が必要です。また、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分番号ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>7. 参加申込された方が、暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出いただく必要があります。</p> <p>8. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。</p> <p>9. 大和高田市は、改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>10. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。</p> <p>6. 公売物件の地図・写真等については、大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ (http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html) でもご覧いただけます。</p>		
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>				
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL 0745-22-1101 （内線2263）</p>				
公売公告付表				
売却区分 番号		大和高田市-4-5-2		

<p>公売財産の表示</p>	<p style="text-align: center;">〈土地付建物〉</p> <p>（土地の表示）</p> <p>所在 奈良県大和高田市内本町 地番 1723番4 地目 宅地 地積 87.91㎡</p> <p>（主である建物の表示）</p> <p>住居表示 奈良県大和高田市内本町 1番8号 所在 奈良県大和高田市内本町 1723番地4 家屋番号 1723番4 種類 店舗・居宅 構造 鉄骨造陸屋根4階建 床面積 1階 71.63㎡ 2階 70.20㎡ 3階 53.82㎡ 4階 47.68㎡ 築 昭和51年12月28日 新築 見積価額 3,050,000円 公売保証金 310,000円</p> <p>以上、登記簿による表示</p>
<p>公売財産の概要 （地域概要）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JR和歌山線『高田』駅から西へ約230mのところ（徒歩約3分） ・近鉄大阪線『大和高田』駅から南へ約500mのところ（徒歩約7分） ・西側は市道（高68号線）と接しており、幅員は約3.8m。 ・市役所通りでもある市道（高515号線）（都市計画道路）から北側（1区画へ約5m）の位置にある。
<p>公売財産の概要 （行政的条件）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 商業地域 ・建ぺい率（指定） 80% ・容積率（指定） 400% ・高度地区 31m ・建築基準法における準防火地域
<p>公売財産の概要 （使用状況等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和51年築の建物のため、築年数から判断すると、各階の柱、梁、スラブデッキプレート等にアスベストが付着している可能性があります。 建物解体時には、アスベスト規制に関する法律、廃棄物処理法関連の規制に基づいて処理して下さい。 ・建物入口外側上部にひび割れがあります。 ・現在は空き家です。昔は、1階及び2階を焼肉屋として使用し、3階及び4階は居住スペースとして使用していました。 ・各階に残置物が多くあり、本人から当該残置物を放棄する旨の書類を徴取し

	<p>ています。物件売却完了後は、残置物は落札者の自費処分となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、建物の入口は鍵が無く、不審者の侵入を防ぐ為、取っ手にチェーンを巻き付けて、南京錠で施錠しています。（当市が鍵を保管） ・告知事項有の物件です。
<p>その他 公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・現状有姿での公売となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。

教育委員会

教育委員会告示第15号

大和高田市教育委員会9月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年9月15日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時
令和4年9月26日（月）午前10時00分
- 2 場所
市役所5階 会議室8
- 3 議案
 - 第1号 職員の処分について
 - 第2号 令和4年度教育委員会表彰被表彰者について
 - 第3号 後援願いについて
 - 第4号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第27号

令和4年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和

31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年9月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数 18,367 人

6分の1の数 9,184 人

50分の1の数 1,102 人

選挙管理委員会告示第28号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年9月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和4年9月7日(水) 午後1時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者を選定するくじについて

第2号 その他

監査委員

監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和3年度出資団体の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和4年8月18日

大和高田市監査委員 田中 俊男

同 植田 龍一

第1. 監査の概要

1. 監査の対象 大和高田市土地開発公社

令和3年度出納その他の事務

2. 監査の期間 令和4年7月1日~令和4年7月31日

3. 監査の結果 今回の監査は、令和3年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類について照合、点検及び事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

(注) 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四捨

五入とした。

第2. 事業の概要

1. 事業の目的

大和高田市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等をおこなうことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

なお、公共用地の先行取得として買収した近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理をおこなうため、営業外事業として臨時有料駐車場を開設している。

2. 設立と沿革

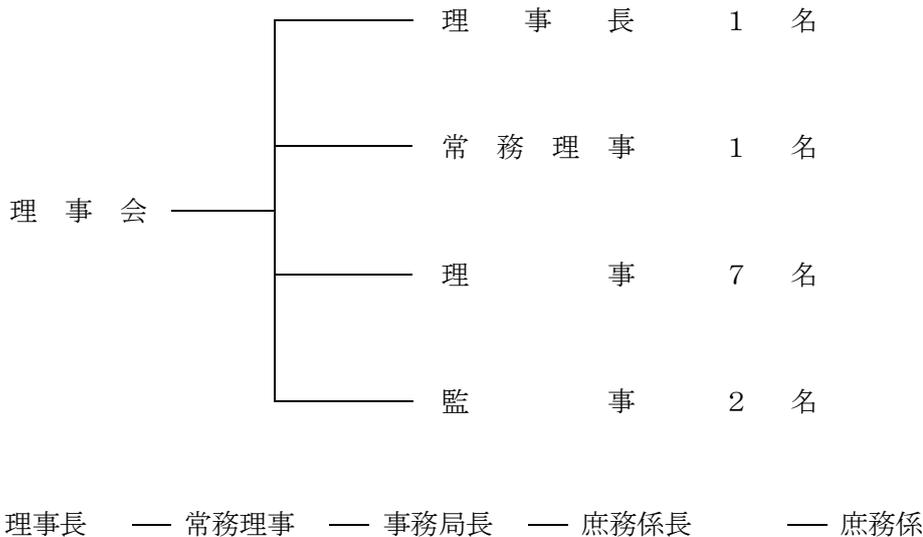
前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高田市開発公社を組織変更して、特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

なお、基本財産500万円は全額大和高田市よりの出資金であり、その事務所は大和高田市役所内に設置されている。

3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は令和4年3月31日現在、大和高田市からの派遣職員5名（5名兼務）をもって構成されている。

(管理組織図)



4. 事業実施状況

令和3年度の事業実施状況は、次のとおりである。

(1) 取得

令和3年度の大和高田市からの先行取得依頼はなかった。

(2) 売却

令和3年度の大和高田市への売却事業はなかった。

第3. 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合したところ、計数は正確であることが認められた。

第4. 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5. むすび

本年度においても大和高田・当麻線街路事業用地の先行取得が行われず、資産残高は増加し、借入金残高の増減は無かった。資金調達に当たっては、借入利率の動向に注視し、借入先と十分な協議をおこない、調達コストの低減を図りながら、計画的な都市環境整備に努められたい。

また、長期保有資産については、有効活用と適正な処分について調査・検討を図り、効率的な経営の健全化に努力されたい。

農業委員会

農業委員会告示第10号

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年9月28日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和4年10月5日（水曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第4条規定による申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 その他

公営企業

上下水道事業公告第21号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年9月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 委託業務名	高田雨水ポンプ場耐震診断調査業務
2 履行場所	大和高田市 西町 地内
3 履行期間	契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（下水道部門）に登録している者であること。 （2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

	<p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 奈良県内に本店又は支店(委任先に限る。)を有する者であること。</p> <p>(7) 平成29年4月1日以降において、官公庁等発注の雨水ポンプ場耐震診断調査業務の元請実績を有する者であること。</p> <p>(8) 次のいずれかの資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門:「上下水道-下水道」)</p> <p>②技術士(上下水道部門:「下水道」)</p> <p>③シビルコンサルティングマネージャ(RCCM「下水道」)</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告(下水道事業)」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>③ 5(7)に掲げる履行実績を証するもの(契約書の写し等)</p> <p>④ 5(8)に掲げる配置予定者の資格者証の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 令和4年9月5日(月)から令和4年9月14日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年9月21日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和4年9月22日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年9月27日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 上下水道部 下水道課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年9月28日（水）午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥17,370,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--------	--

上下水道事業公告第22号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和4年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第26号
- (2) 工 事 名 土枝神楽地内管渠工事（11）・給配水管移設工事（G11）
- (3) 工事場所 大和高田市 神楽 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 20,690,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 20,690,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 17,890,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又

は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月28日（水） ～ 令和4年10月24日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月28日（水） ～ 令和4年10月24日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和4年10月18日（火） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和4年10月19日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和4年10月7日（金） ～ 令和4年10月21日（金）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和4年10月24日（月） 午前9時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札

エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札

オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びビによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第23号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電

子入札案件です。

令和4年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第27号
- (2) 工 事 名 高5枝磯野南町地内管渠工事（16）・給配水管移設工事（G16）
- (3) 工事場所 大和高田市 磯野南町 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年2月28日（火）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 14,240,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 14,240,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 12,300,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月28日（水） ～ 令和4年10月24日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月28日（水） ～ 令和4年10月24日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和4年10月18日（火） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）

質疑の回答 (入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和4年10月19日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料 (工事内訳書)の提出	令和4年10月7日（金） ～ 令和4年10月21日（金）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和4年10月24日 (月) 午前10時00分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。
- なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
- ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。
- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
 - ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
 - ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの
- イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。
- ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。
- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなり

ます。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第24号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和4年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 大高下契第28号

(2) 工事名 高3枝野口地内管渠工事(13)・給配水管移設工事(G13)

(3) 工事場所 大和高田市 野口 地内

(4) 工事期間 契約締結日から令和5年2月28日(火)まで

(5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり

(6) 予定価格 12,510,000円(税抜き)

(7) 設計金額 12,510,000円(税抜き)

(8) 最低制限比較価格 10,790,000円(税抜き)

(9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月28日（水） ～ 令和4年10月24日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月28日（水） ～ 令和4年10月24日（月）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和4年10月18日（火） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和4年10月19日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和4年10月7日（金） ～ 令和4年10月21日（金）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和4年10月24日（月） 午前10時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）

の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

(1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

(2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

(3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第25号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和4年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第38号
- (2) 工事名 高6枝中三倉堂2丁目地内管渠工事(1)・給配水管移設工事(G01)
- (3) 工事場所 大和高田市 中三倉堂2丁目 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年3月24日(金)まで
- (5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり
- (6) 予定価格 114,550,000円(税抜き)
- (7) 設計金額 114,550,000円(税抜き)
- (8) 最低制限比較価格 100,360,000円(税抜き)
- (9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がA級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を

受けている者でないこと。

(8)(5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月28日（水） ～ 令和4年10月28日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月28日（水） ～ 令和4年10月28日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和4年10月24日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和4年10月25日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和4年10月14日（金） ～ 令和4年10月27日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和4年10月28日（金） 午前9時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札

- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの

- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
 - ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの
- イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

上下水道事業公告第26号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和4年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第39号
- (2) 工 事 名 高5枝曾大根1丁目・東中2丁目地内管渠工事（2）
- (3) 工事場所 大和高田市 曾大根1丁目・東中2丁目 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 79,800,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 79,800,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 69,840,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がA級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 土木一式工事に関する監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月28日（水） ～ 令和4年10月28日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年9月28日（水） ～ 令和4年10月28日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和4年10月24日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の仕様式又は任意様式）
質疑の回答	令和4年10月25日（火）	入札情報公開システムアドレス

(入札情報公開システムに掲載いたします。)	午後5時まで	https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和4年10月14日（金） ～ 令和4年10月27日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和4年10月28日（金） 午前10時00分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札シス

テムにより通知します。

- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)